

令和6年第二回東京都議会定例会

提出予定案件（環境・建設委員会）事前説明資料

〔建設局関係〕 5/23説明

1 契約案（1件） 《6/7質疑》

- (1) 東京都青山葬儀所(6)改築工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 事件案（1件） 《6/7質疑》

- (1) 建物収去土地明渡等の請求に関する民事訴訟の提起について・・・・・・・・ 5

提出予定案件 2件

3 報告事項（1件） 《5/23質疑》

- (1) 令和5年度予算の繰越しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4 陳情案件（2件） 《5/23審査》

- (1) 西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）連続立体交差の複線シールド工法検討に関する陳情・・ 9
(2) 自然を破壊している葛西臨海水族園の建て替え計画の見直しに関する陳情・・・・・・・・ 10

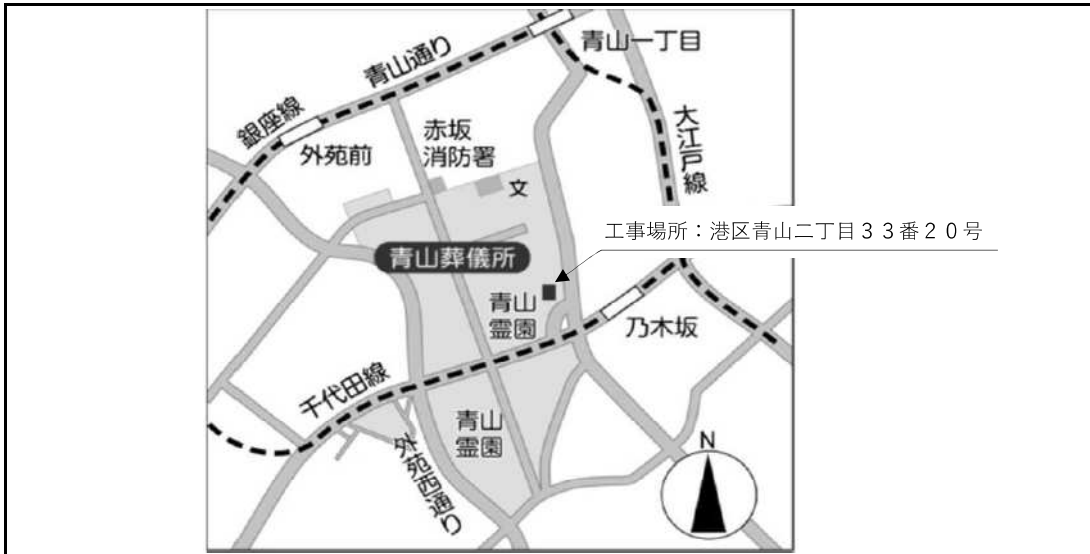
合計 5件

件名	東京都青山葬儀所(6)改築工事
工事場所	東京都港区南青山二丁目33番20号
契約の相手方	佐田建設株式会社
契約金額	1,656,247,230円(1,505,679,300円) (93.00%) 予定価格 1,780,911,000円(1,619,010,000円)
工期	令和8年1月7日まで
契約の方法	一般競争入札
工事概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上1階建て 建築面積:2,990.96㎡、延床面積:2,927.30㎡
提案理由	東京都港区南青山二丁目33番20号において、青山葬儀所改築工事を施工する必要がある。

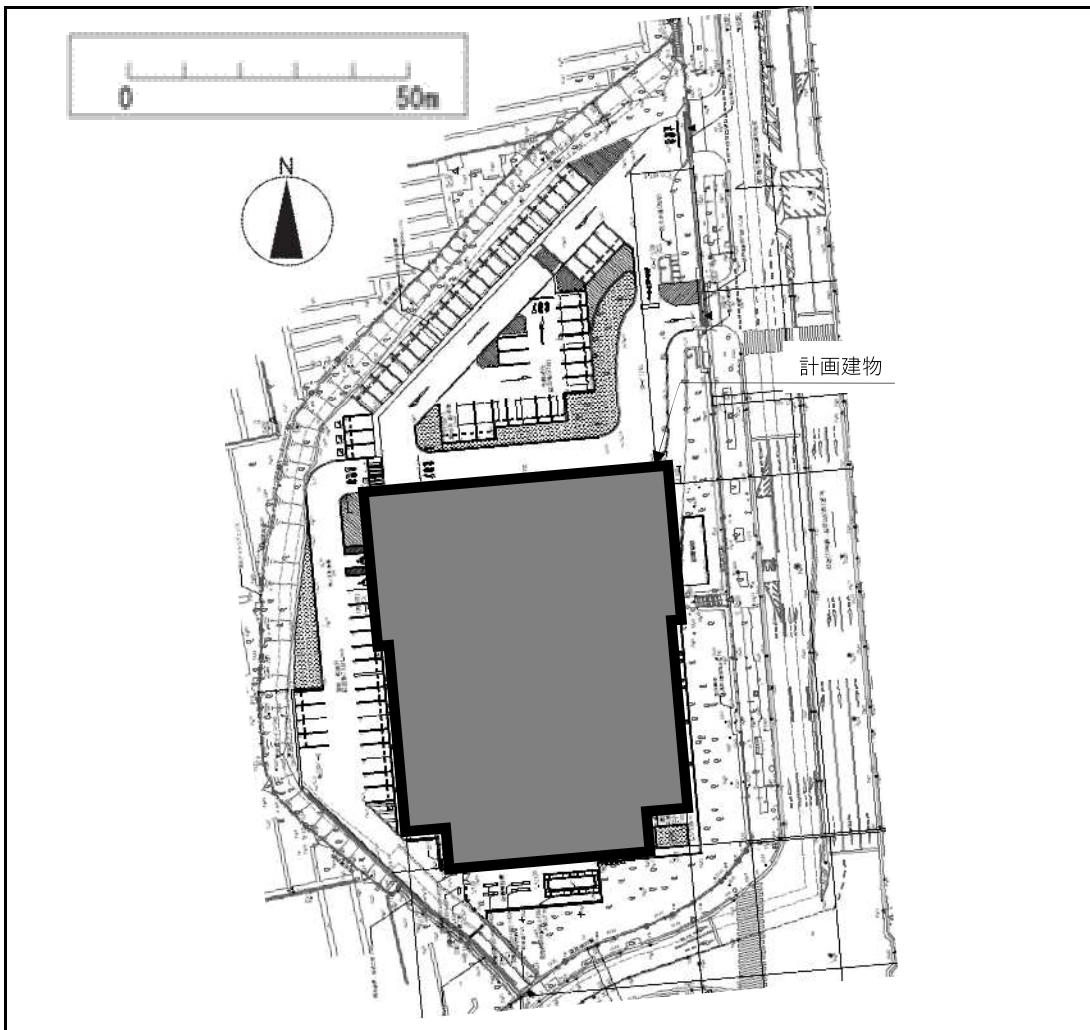
(注)契約金額欄中、()書きは取引に係る消費税及び地方消費税の額を内書きしたものである。

件名 東京都青山葬儀所(6)改築工事

案内図

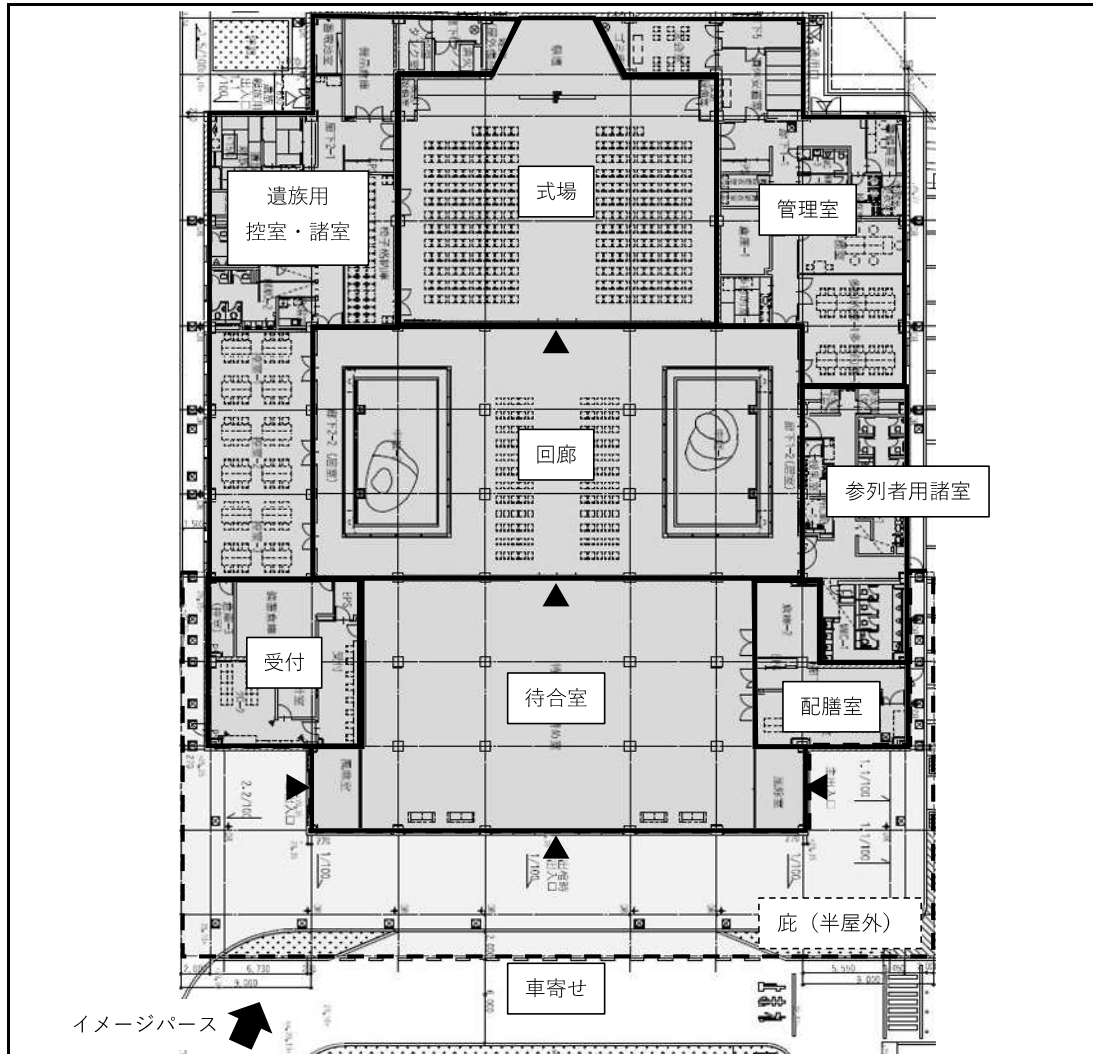


配置図



件名 東京都青山葬儀所(6)改築工事

平面図



イメージパス



1. これまでの経緯

- ・大正14年に公営葬儀所として開設
- ・既存施設は昭和49年に改築されたが、老朽化により令和3年に使用を休止し、施設の解体を実施
- ・令和4年から新施設整備に向けた設計に着手
- ・令和6年度に工事契約・現場着手

2. 工事概要

【場所】東京都港区南青山二丁目33番20号

【規模】葬儀場改築

- ・鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
- ・地上1階建て 延床面積 2,927.30㎡

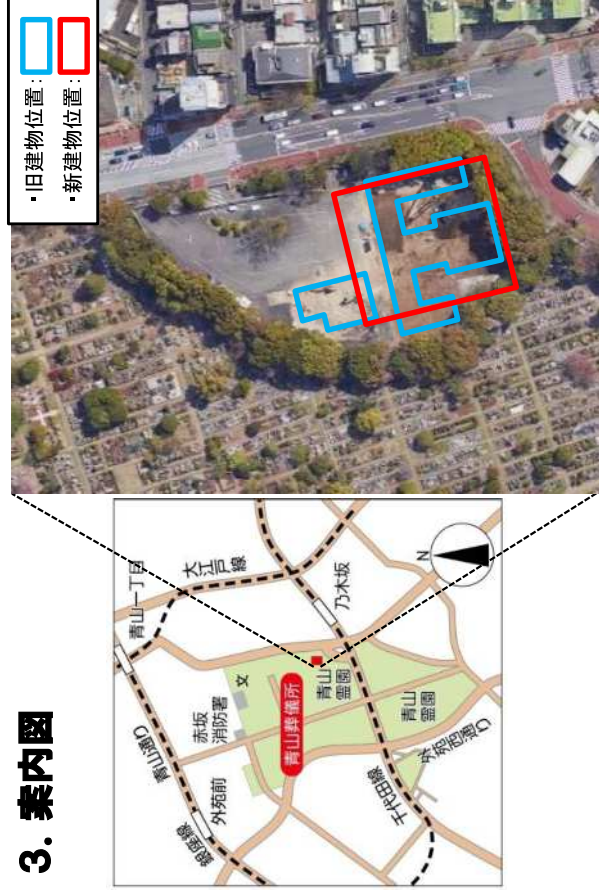
【工期】令和6年6月中旬(二定議決後)～令和8年1月7日

【設計(監理予定)】株式会社梓設計

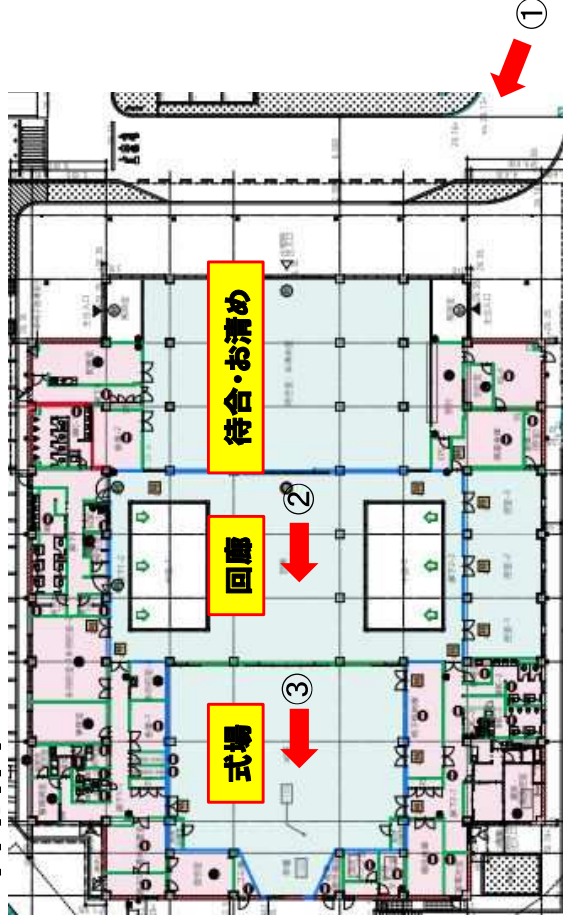
【施工者】佐田建設株式会社

(落札額：¥1,656,247,230- (税込))

3. 案内図



4. 平面計画



【特徴】

1. 葬儀規模に応じたフレキシブルな式場利用
小規模の場合、回廊を式場利用
2. 遺族・参列者へ配慮した機能の充実
全館空調、ユニバーサルデザイン、管理エリアとの分離
3. 発災時の一時滞在施設としての運用
滞在者用備蓄倉庫の配置

5. イメージパース



建物収去土地明渡等の請求に関する民事訴訟の提起について

1 訴訟の主旨

本件は、都市計画道路予定地として取得した土地について、建物等の移転を行わず不法に占有を続けているため、建物の収去及び土地の明渡し請求の訴訟を提起するものである。

2 明渡しを求める土地

土地の所在等

都市計画事業名	東京都市計画道路事業幹線街路放射第25号線
都市計画決定	昭和21年 3月26日
事業認可	平成22年10月18日
所在及び面積	東京都新宿区若松町5番4ほか10筆（合計470.63㎡）

3 訴訟の相手方

東京都新宿区若松町6番7-301号	阿出川 光恵
東京都新宿区若松町6番7-301号	阿出川 智広
東京都新宿区若松町6番7号	有限会社武蔵屋酒店 取締役 阿出川 智広

4 訴訟の目的の価額

金1億88万2,952円

5 事案の概要

1) 未移転に至る経緯

- 土地売買契約締結 平成31年 1月10日
- 物件移転補償契約締結 平成31年 1月10日
- 土地所有権移転登記 平成31年 3月 4日（全11筆）
- 移転期限（最終） 令和 2年11月30日

2) 阿出川光恵ほか2名は、最終の延長期限経過後も、東京都の再三にわたる催告にもかかわらず、上記物件（区分所有建物及び工作物等）を移転していない。

そこで、都有地の不法占有状態を解消するため、土地所有権に基づく建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起する。

6 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号

参考資料

案内図



現地写真



令和5年度繰越明許費総括表

区分	予算現額	繰越明許費 予算議決額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越金
				特定財源		財源		
				分担金及負担金	国庫支出金	繰入金	都債	
土木費	千円 409,668,391 (395,733,027)	千円 66,105,000 (45,791,000)	千円 29,163,227 (22,621,095)	千円 0 1,647,874 (964,176)	千円 1,129 (0)	千円 0 (0)	千円 27,514,224 (21,632,562)	
土木管理費	5,930,000 (6,792,000)	639,000 (760,000)	312,878 (487,795)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	312,878 (487,795)	
道路橋梁費	282,195,789 (267,893,833)	41,185,000 (28,483,000)	13,398,742 (13,943,252)	0 373,024 (348,176)	1,129 (0)	0 (0)	13,024,589 (13,570,719)	
河川海岸費	81,438,546 (78,868,271)	19,179,000 (12,803,000)	13,446,689 (6,058,750)	0 (0)	1,274,850 (616,000)	0 (0)	12,171,839 (5,442,750)	
公園霊園費	40,104,056 (42,178,923)	5,102,000 (3,745,000)	2,004,918 (2,131,298)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,004,918 (2,131,298)	
用地会計	7,107,000 (5,676,000)	312,000 (280,000)	83,187 (158,037)	0 (0)	0 (0)	82,000 (158,000)	1,187 (37)	
合計	416,775,391 (401,409,027)	66,417,000 (46,071,000)	29,246,414 (22,779,132)	0 1,647,874 (964,176)	1,129 (0)	82,000 (158,000)	27,515,411 (21,632,599)	

注) 1 予算現額及び繰越明許費予算議決額は、明許繰越を生じた事業分だけを記載している。

2 下段()書きは、令和4年度の数値である。

令和5年度事故繰越総括表

区分	支出負担為額	翌年度繰越額	左の財源内訳	
			特定財源	繰越金
土木費	千円 2,644,236 (1,452,574)	千円 2,644,236 (1,423,894)	千円 0 (0)	千円 2,644,236 (1,423,894)
土木管理費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路橋梁費	1,099,758 (983,348)	1,099,758 (954,668)	0 (0)	1,099,758 (954,668)
河川海岸費	208,012 (414,000)	208,012 (414,000)	0 (0)	208,012 (414,000)
公園霊園費	1,336,466 (55,226)	1,336,466 (55,226)	0 (0)	1,336,466 (55,226)
用地会計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	2,644,236 (1,452,574)	2,644,236 (1,423,894)	0 (0)	2,644,236 (1,423,894)

注) 下段()書きは、令和4年度の数値である。

整 理 番 号	1
---------	---

陳 情 番 号	陳情 6 第 7 号		
件 名	西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）連続立体交差の複線シールド工法検討に関する陳情		
受 理 年 月 日	令和 6 年 3 月 1 1 日	付 託 年 月 日	令和 6 年 3 月 2 8 日
陳 情 者	杉並区 豊 田 浩 外 3 人		
要 旨	<p>都において、杉並区が現在検討中の下井草駅周辺まちづくりに大きな影響を与える西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）の連続立体交差事業について、平成28年に比較検討した施工形式3案に加え、複線シールド工法による地下化案も示していただきたい。</p>		
現 在 の 状 況	<p>本区間には、補助第133号線などと交差する16箇所の踏切があり、そのうち13箇所が開かずの踏切のため、慢性的な交通渋滞や地域の分断が生じている。</p> <p>都は、連続立体交差事業調査を行い、平成29年4月に国から着工準備採択を受け、構造形式や施工方法の検討を進めてきた。</p> <p>中野区においては、野方駅周辺のまちづくりや鉄道立体化の範囲等を検討しており、その検討内容について、区と都で意見交換を行っている。</p> <p>また、杉並区においては、鉄道立体化を見据えた下井草駅周辺のまちづくりに関するオープンハウスなどを開催しており、そこで寄せられた意見等については、区と都で情報共有を図っている。</p> <p>引き続き、地元区や鉄道事業者と連携しながら、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費などの事業的条件の三条件により、構造形式を比較するなど検討を深度化していく。</p>		

整 理 番 号	2
---------	---

陳 情 番 号	陳情6第 11号		
件 名	自然を破壊している葛西臨海水族園の建て替え計画の見直しに関する陳情		
受 理 年 月 日	令和 6年 3月22日	付 託 年 月 日	令和 6年 3月28日
陳 情 者	葛飾区 葛西の自然を守る会 代表 服 部 至 道		
要 旨	<p>都において、葛西臨海水族園の建て替え計画（以下「計画」という。）について、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 800本の樹木を移植するのではなく、土壌と生態系を含めた樹林帯を保全するため、計画の見直しをすること。 2 P F I 事業者の選定に関する審査過程について、事業者の同意を得てつまびらかに公表すること。 3 住民説明会を開催し、住民の声を計画に反映すること。 		
現 在 の 状 況	<ol style="list-style-type: none"> 1 新施設は、既存施設の老朽化等に対応するため、新たに整備するものであり、自然との共存をコンセプトに建設することとしている。 新施設の整備においては、芝生広場を中心に建設し、既存樹木への影響を極力減らすとともに、周辺環境との調和にも配慮することとしている。 計画敷地内の樹木のうち、支障となる樹木については、可能な限り伐採ではなく移植するよう、現在、新施設の設計を進めている。 2 P F I 事業者の選定にあたっては、建築や環境などの専門家等から構成される技術審査委員会において、落札者決定基準に基づき提案内容を審査し、落札者を決定した。 落札者決定基準及び技術審査委員会における審査の過程については、都ホームページにおいて公表している。 3 新しい水族園は、展示する魚の一部を子ども達が決めるプロジェクトを立ち上げるなど、都民の意見を聞きながら、誰もが楽しめる水族園を創ることとしている。 また、今年の3月には、新しい水族園の概要などに関するオープンハウスを開催し、多くの方からご意見をいただいている。 		